

一般社団法人大分県建設業協会

会長 友岡 孝幸 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

本県の環境行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

上記のことについて、経済産業省製造産業局化学物質管理課長及び環境省地球環境局地球温暖化対策課長から、別添のとおりフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行（令和2年4月1日施行）について通知があったのでお知らせします。

つきましては、貴协会会员への周知についてご協力くださるようお願いいたします。

記

1 建築物等の解体工事の際の説明書面の保存について

第一種特定製品（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器）の管理者から建築物等の解体工事の発注を直接請け負おうとする建設業者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物等における第一種特定製品の設置の有無を確認し、その結果を発注者（以下「特定解体工事発注者」という。）に書面を交付して説明しなければならないが、本改正により、特定解体工事元請業者は交付した説明書面の写しを、特定解体工事発注者は交付された説明書面を3年間保存しなければならないこととなった。

2 第一種特定製品の引取等に関する規制について

引取証明書の写しによりフロン類が回収されたことが確認できない場合は、第一種特定製品の引取等を原則行ってはならないこととされた。第一種特定製品が建築物等の解体工事に伴い廃棄等される場合は、引取等実施者（処分業者等）に引き渡す際に、引取証明書の写しを交付すること。

【担当】

廃棄物監視指導班 平田

TEL：097-506-3136

FAX：097-506-1748